

# 測量業務仕様書

平成27年8月

厚木市

## 1. 総 則

- 1) この仕様書は、厚木市発注の測量委託に適用する。ただし、特別な仕様については、別に定める仕様書に従い施行しなければならない。
- 2) この仕様書は、設計図書と同様に扱うものとする。
- 3) 国土交通省及び厚木市公共測量作業規定を適用する。

## 2. 用語の定義

- 1) 指示とは、監督員が受注者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画などの事項を示して、実施させることをいう。
- 2) 承諾とは、受注者側の発議により受注者が監督員に報告し、監督員が了承することをいう。
- 3) 協議とは、監督員と受注者が対等な立場で合意することをいう。

## 3. 測量作業留意点

- 1) 受注者は、測量作業を行うにあたって事前に、地元代表者及び関係地権者に対し作業内容を説明し、作業中に地権者等とトラブルのないよう留意しなければならない。

## 4. 測量調査作業

### 1) 基準点測量

- (1) 基準点の選点にあたっては、監督員と協議のうえ決定する。
- (2) 新点を設置するにあたり、上級の基準点と視通し設置する。
- (3) 基準点は、工事の影響を極力受けない場所を想定し設置する。
- (4) 基準点の測地系については、世界測地系を基本とする。

### 2) 現地測量

- (1) 現地盤の測量で、沿線の土地については、地盤高を平面図に記入する。特に、次に掲げるものは必ず実施すること。
  - ① 独 標… 出入り口部分（道路側、宅盤側、左右の隅）、耕作地の道路に面した両端及び中央、段差の上下、側溝の敷高の表示
  - ② 電 柱… 電柱に表示されている番号を表示
  - ③ マンホール… 占用者名、下水の場合は雨水・汚水の区別及び蓋の高さ表示
  - ④ 樹 … 公設樹と宅内樹の区別の表示
  - ⑤ 水 道… 制水弁、止水弁、消火栓の区別、量水器の位置の表示
  - ⑥ 立 木… 直径20cm以上の木の位置及び種類の表示
  - ⑦ 側 溝… 流下方向、幅、現場打か製品かの表示
  - ⑧ 仮BM

### 3) 路線測量

- (1) 中心線の選点については、監督員と協議し決定する。
- (2) BMの設置個所及び高さについては、監督員の指示による。
- (3) 測点(No.杭)は、原則として 20m ピッチとし、現況地盤の変化点(横断箇所等)及び監督員が必要と判断する点にはプラス杭を設け、二重断面で測量し作図する。
- (4) 測量箇所における既設工作物は、正確に調査、測定し図面に引き出し線等の方法で明記する。特に起終点部の既設工作物は、詳細に記入する。
- (5) 縦断面図については、宅地盤高、田面高等を記入する。
- (6) 横断面図には官地幅の線を入れる。

### 4) 用地測量

- (1) 地図転写は、登記所の公図(幅や長さ等の書き込みを含む)を転写し、土地登記簿により、地権者(住所、氏名)、地目、地積を記入し調書を作成する。
- (2) 境界確認後、現地に木杭を埋標し、その位置を厳密に測量し、境界の実測図を作成する。
- (3) 水路等確定図承認印受領作業は、確定後に図面承諾の押印を受注者が行う作業とする。
- (4) 必要に応じ土地所有者の連絡先(電話番号)を調査する。
- (5) 丈量図には中心点(No.杭等)を表示すること。また点の座標値を表示すること。
- (6) 拡張後確定図については、座標値の表に杭種の欄を設けること、民々境界についても座標値と点を表示する(たすきは要らない)また、杭種の表示を図枠に設けること

## 5. 成果品

- 1) 測量成果品は別表による。
- 2) 図面の表題名については、監督員と協議しその指示による。
- 3) 図面右下部に工事用図面タイトルの余白として 10cm×10cm 程度残す。
- 4) 仮BMを設置したものについては、点の記を作成し(写真添付)報告すること。

## 6. 検査

- 1) 受注者は、完了検査を受ける場合は、あらかじめ成果品及び関係資料を揃えておくものとし、受注者又は受注者から委任を受けた者及び管理技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。

## 7. 訂正の義務

- 1) 作業が終了し、検査完了後においても過誤、脱落が認められたときは、受注者の責任において、これを修正するものとする。

## 8. 疑義

1) この仕様書及び作業内容で疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

## 9. その他

- 1) 成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を得ないで他に公表、貸与、使用又は、工事発注情報として提供してはならない。
- 2) 成果品として納品する電子媒体及び図面には、計画機関名、作業機関名を明記する。
- 3) 契約金額が100万円以上の業務委託については、(財)日本建設情報総合センターへTECRISの登録を行うこと。

## 別表

### 成果品

名 称	規 格	備 考
平 面 図	1 / 2 5 0	
縦 断 面 図	A1 サイズ	
横 断 面 図	A1 サイズ	
公 図 写	A1 サイズ	
現道境界確定図	A1 サイズ	
拡幅後境界確定図	A1 サイズ	
用地平面図	1 / 2 5 0	
丈 量 図	1 / 2 5 0	
基準点網図	A1 サイズ	

※委託内容により必要としない項目については監督員の指示による。

※成果品は電子媒体（CD-R）に格納し2部提出する。

(ア) 電子納品については「**厚木市電子納品試行ガイドライン【土木委託業務等編】**」等を参考に行うこと。

(イ) 図面については「**厚木市電子納品試行ガイドライン【土木委託業務等編】**」及び「CAD 製図基準（案）」（国土交通省）を参考とし、ファイル形式は SXF (sfc) とすること。

※マイラーによる納品については監督員の指示による。